

特 別 支 援 教 育

1 国における特別支援教育の推進について

平成 18 年に学校教育法が改正され、幼稚園、小学校、中学校、高等学校など初等中等教育段階の全ての学校において、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが明記された。

平成 21 年 8 月には、「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」の高等学校ワーキング・グループにおいて報告が取りまとめられ、高等学校における「通級による指導」についての将来の制度化を視野に入れた種々の実践を進める必要性など、高等学校における特別支援教育を推進するために必要な方策が網羅的に示された。

その後も、平成 24 年 7 月の中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、高等学校で自立活動等の指導を可能とするための検討の必要性が指摘され、文部科学省は、平成 26 年に「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」を開始し、障がいに応じた特別の指導を高等学校においても実施する研究を進めてきた。

これまでの提言内容や事業の成果等を踏まえ、平成 28 年 3 月、「高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」において、高等学校における通級による指導の制度化が提言されるとともに、平成 28 年 12 月に関係法令が改正され、平成 30 年度より、高等学校において「通級による指導」が導入されることとなった。

2 本道の後期中等教育における特別支援教育の推進について

(1) 平成 29 年度「教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握」の調査結果（道教委）

平成 29 年度の調査結果によると、教育上特別な支援を必要とする生徒の割合は、平成 28 年度に比べ、第 1 学年が 0.4%増であり、また、第 2・3・4 学年が 0.2%増であった。

【該当学校数・人数及び割合】（調査対象校：道立高等学校及び中等教育学校）

調査対象学年	学校数*1（割合*2）			人数（割合*3）		
	H29	H28	H27	H29	H28	H27
第 1 学年	99 校 (43.0%)	82 校 (35.2%)	66 校 (28.2%)	338 人 (1.2%)	244 人 (0.8%)	249 人 (0.8%)
第 2・3・4 学年	125 校 (53.6%)	116 校 (49.6%)	122 校 (51.5%)	535 人 (0.9%)	420 人 (0.7%)	420 人 (0.7%)

*1：全日制、定時制それぞれを 1 校としてカウントしている。

*2：全日制の第 1 学年は 198 校、第 2・3 学年は 201 校、定時制は 32 校を分母としている。

*3：人数の割合は、調査時点の在籍者数を分母としている。

(2) 平成 28 年度「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に関する調査」の結果（道教委）

質問事項	回 答	*割合
校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断した理由	知的な遅れはないが、発達の状態による学習面や行動面の困難がある	65.4%
	知的な遅れによる学習上又は生活上の困難がある	18.2%

質問事項	回 答	*割合
支援が必要な生徒について、困難な状況が見られるもの	自分が分からない状況や困っていることを相手に伝えることが難しい	49.9%
	全体への指示や説明を聞いて理解することが難しい	44.2%
	友達関係をうまく築けなかったり、集団での活動ができなかったりすることが多い	42.5%

* 各学校の校内委員会が、特別な教育的支援が必要と判断した生徒数に対する割合

(3) 「高等学校における特別支援教育支援員配置事業」による支援員の配置

今年度は14校(月形高校、札幌国際情報高校、千歳北陽高校、恵庭南高校(定時制)、小樽桜陽高校、追分高校、上磯高校、北見北斗高校、美幌高校、訓子府高校、上士幌高校、更別農業高校、阿寒高校、釧路湖陵高校(定時制))を配置校として指定した。

(4) 特別支援教育スーパーバイザー等(SV・PT)の派遣

道教委は、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する全ての学校に、各教育局に配置している特別支援教育スーパーバイザー(SV)、又は「特別支援教育パートナーティーチャー(PT)派遣事業」による特別支援学校の教員を派遣している。

ア 支援内容

対象となる生徒の状況の把握、管理職等との協議や当該生徒への対応方法等への助言、個別の指導計画の作成についての校内研修会の実施などを行っている。

イ 派遣状況

平成28年度は、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校124校のうち、全ての学校に派遣を行い、派遣回数はおよそ231回であった。今年度、対象となる学校は145校で、平成28年度と同様に対象となる全ての学校へ派遣を行う予定である。

3 本道の高等学校における特別支援教育の充実について

上記の調査結果等を踏まえ、道教委では、全ての教職員が、発達障がいを含む障がいのある子どもへの指導や支援に関する基礎的な知識や技能を習得できるよう、平成26年度から平成27年度にかけて「発達障がい支援モデル事業」を実施した。本事業において、平成27年3月にはモデル校の取組や成果を掲載した「校内研修プログラム」を、また、平成28年3月にはモデル校・協力校における「校内研修プログラム」活用の実践事例を掲載した「通常の学級における特別支援教育の視点を生かした『実践事例集』」を作成した。

平成29年3月には、これまで各学校が行ってきた実践に「教育と福祉等との連携」の観点を加えた校内研修プログラム等を活用して校内研修を行う学校を推進校として指定するとともに、全ての管内で実施した「平成28年度発達障がい支援成果普及事業」の成果を「支援体制づくり取組事例集」にまとめ、全ての道立学校等に配布した。

これら各種研修資料は、各校の実態に応じて研修内容や実施回数を選択できるほか、短い時間で研修に取り組める構成としており、推進校における校内研修の実践や学級づくり、授業づくりの実践、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成・活用に係わる様々な取組を掲載している。(図1)

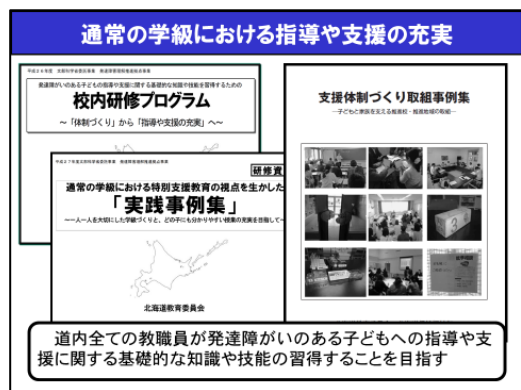


図1 通常の学級における指導や支援の充実に係る資料(特別支援教育センターのウェブページからダウンロードすることが可能)

4 高等学校における「通級による指導」について

(1) 実施に当たって

ア 特別の教育課程の編成・実施

通級による指導は、障がいに応じた特別の指導を高等学校等の通常の教育課程に加え、又はその一部に替えて行うものであり、「通級による指導」を受ける生徒については、特別の教育課程を編成する必要がある。学校教育法施行規則第140条はその点を制度的に位置付けており、高等学校等に在籍している障がいのある生徒に対して障がいに応じた特別の指導を行う場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができることとした。

障がいに応じた特別の指導は、「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導」であり、特別支援学校の特別な指導領域である自立活動に相当する指導とされている。

また、自立活動の指導に当たっては、図2に示した特別支援学校学習指導要領の内容全てを取り扱うのではなく、一人一人の生徒の障がいの状態や発達の程度等に応じて指導を行うことが大切である。

生徒の障がい等に応じた自立活動の指導は、図3のとおり、高等学校等の教育課程に加えたり、その一部を替えたりして、特別な教育課程を編成することができる。なお、普通科、専門学科、総合学科とも、必修教科・科目及び総合的な学習の時間、専門学科は専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、総合学科は「産業社会と人間」を自立活動の指導に替えることができない点について留意する必要がある。

イ 対象となる障がい種

通級による指導の対象は、言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者、その他障がいのある者で、特別の教育課程による教育を行うことが適当な生徒である。状態像としては、通常の学級で学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の生徒である。

なお、「その他障がいのある者」に係わり、知的障がいのある生徒は、生活に結び付いた実際の・具体的な内容を継続して指導することが効果的であることから、一定の時間のみ取り出して行う通級による指導の対象にはなっていないことに留意する必要がある。

ウ 実施形態

実施形態については、生徒が在籍する学校において指導を受ける「自校通級」、他校に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける「他校通級」のほか、通級による指導の担当教員が該当する生徒が在籍する学校を巡回して指導を行う「巡回指導」がある。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 健康の保持 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康状態の維持・改善に関する事。 2 心理的な安定 <ol style="list-style-type: none"> (1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。 3 人間関係の形成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。 4 環境の把握 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。 5 身体の動き <ol style="list-style-type: none"> (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。 6 コミュニケーション <ol style="list-style-type: none"> (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。 |
|---|

図2 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領「自立活動」の内容（平成29年4月改訂）
【改訂した箇所は赤字で表示】

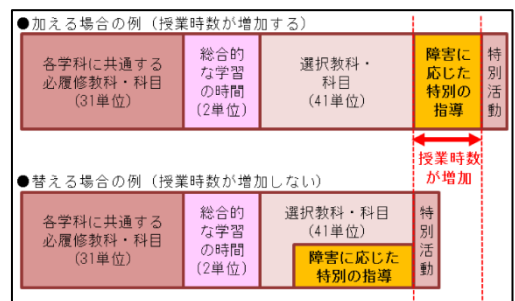


図3 加える場合、替える場合のイメージ
※ 「高等学校における通級による指導の実施準備について」P15より引用

エ 授業時数と単位の認定

高等学校等における障がいに応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で、全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができるほか、他の高等学校や特別支援学校高等部において受けた授業を当該高等学校等で受けた授業と見なすことができる。

オ 指導要録

指導要録の記載に関しては、指導要録の様式1（学籍に関する記録）の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の「総合的な学習の時間」の次に、「自立活動」の欄を設けて、修得単位数の計を記載し、様式2（指導に関する記録）の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数及び指導期間、指導の内容や結果等を記載する方向で検討が進められている。

なお、他校通級を受けている場合には、当該学校からの通知に基づき記載する方向で検討が進められている。

(2) 自立活動の指導

自立活動の指導は、「個々の生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技術、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培う」ことを目的としているため、個々の生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に即して指導を行うことが重要である。このような自立活動の目標を達成するためには、生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることにより、個別に指導目標（ねらい）や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画が必要となる（次頁の図5参照）。

(3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画

個別の教育支援計画は、学校生活だけではなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うために、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携など様々な側面からの取組を示したものである（図4）。

また、個別の指導計画は、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示すとともに、教職員の共通理解のもと、きめ細かな指導を行うことを目的に作成する計画である。

通級による指導を受ける生徒や通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする生徒に対しては、これらの計画を作成し、活用することにより、切れ目のない一貫した支援につなげることが重要である。

なお、個別の教育支援計画の書式は各教育局のウェブページに掲載されている。また、個別の指導計画については、所定の様式等が定められていないため、各学校において活用しやすい書式を作成するか、校内研修プログラムの例を活用することとなる。

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を通して、当該生徒や保護者と十分に合意形成を図ることにより、指導や支援の一層の効果が期待できる。道教委では、平成29年3月に「『合理的配慮の提供』に至るプロセス～個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した切れ目のない指導や支援～」を作成し、各学校に配布している。

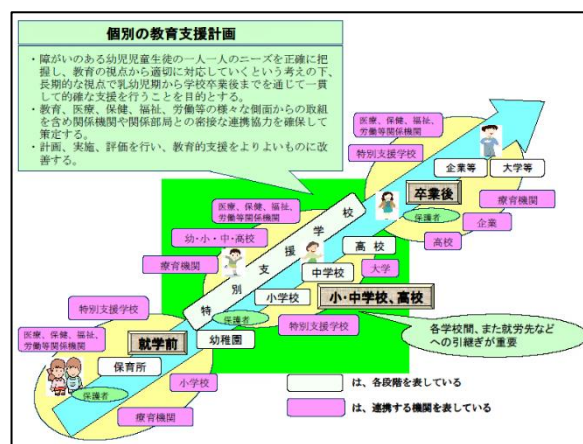


図4 幼児期からの一貫した支援

学校・学科・学年	A高等学校 普通科 第1学年																	
障がいの種類・程度や状態等	高機能自閉症 失敗に敏感で主体的に活動することが極めて少ない																	
事例の概要	本人が長所と短所を理解し、得意なことを生かし、苦手なことに挑戦することができる。																	
実態把握	① 障音の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよき、課題等について情報収集 ○ 一人で継続して活動に取り組むことができる。 ○ 絵やイラストを描くことが得意である。 △ 自分から人に関わることが少なく、初めての活動では消極的である。 △ 興味の無いことには集中できないことがある。																	
	②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階 <table border="1"> <thead> <tr> <th>健康の保持</th> <th>心理的な安定</th> <th>人間関係の形成</th> <th>環境の把握</th> <th>身体の動き</th> <th>コミュニケーション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自分の得意なことや苦手なことに気付いていないことがある。</td> <td>失敗することに対して不安をもっている。</td> <td>相手の表情や態度からではなく、文字情報に依存して判断する傾向がある。</td> <td>集中すると、教師の指示や友達の話し掛けに気付かないことがある。</td> <td>指先が器用で細かい操作を好む。</td> <td>分からないことや困ったことがあっても支援を求めることが少ない。</td> </tr> </tbody> </table>						健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション	自分の得意なことや苦手なことに気付いていないことがある。	失敗することに対して不安をもっている。	相手の表情や態度からではなく、文字情報に依存して判断する傾向がある。	集中すると、教師の指示や友達の話し掛けに気付かないことがある。	指先が器用で細かい操作を好む。	分からないことや困ったことがあっても支援を求めることが少ない。
健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション													
自分の得意なことや苦手なことに気付いていないことがある。	失敗することに対して不安をもっている。	相手の表情や態度からではなく、文字情報に依存して判断する傾向がある。	集中すると、教師の指示や友達の話し掛けに気付かないことがある。	指先が器用で細かい操作を好む。	分からないことや困ったことがあっても支援を求めることが少ない。													
指導すべき課題の整理	②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難、これまでの学習の習得状況の視点から整理する段階 教科学習全般は理解して取り組んでいるが、周囲の状況を理解することや活動に対する自発性を促していくことが必要(心、人、環)。																	
	②-3 収集した情報(①)を1年後の姿の観点から整理する段階 当該生徒の得意なことと活動を組合せ(学校祭で芸術文化委員の装飾を担当しポスターを作成)、成功経験を横切るとともに、友達と円滑にコミュニケーションが取れるようにする。(心、人、コ)																	
	③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階 ・周囲の様子や相手の表情、声の調子など、多くの情報を統合し、状況等を理解する。(環、人) ・支援の求め方、相談の仕方などの基本的なコミュニケーション能力の向上を図る(コ) ・人とかかわる自信と尊敬の低下が見られる。(心)																	
	④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階 相手の心情や状況の理解に関しては、論理的に説明することで理解できることもある。現段階では、人とのかわりへの自信と尊敬を失いつつあること、初めての活動に消極的な様子が見られることから、興味・関心が共通している同年代の友達と協力して活動する中で、人とかかわることへの自信や尊敬を育てていく。その際、遠隔指導教室では、基礎的なコミュニケーションスキルを学ぶとともに、活動目標に対して自己評価する場面を設ける。また、同年代の小集団においては、複数の教員による指導体制により、場に応じた言動を考え適切なやりとりができるようにすることで、心情や状況の理解を促す。																	
⑤ ④に基づき指導目標を設定 課題同士の関係を整理する中で今指導すべき指導目標として 人とかかわるために必要なコミュニケーション(説明、支援要求、賛成など)の仕方を知る。生徒が得意としている活動において自己評価する。																		
⑥ ⑤の指導目標(ねらい)を達成するために必要な項目の選定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指導目標(ねらい)を達成するために必要な項目の選定</th> <th>健康の保持</th> <th>心理的な安定</th> <th>人間関係の形成</th> <th>環境の把握</th> <th>身体の動き</th> <th>コミュニケーション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(4)障音の特性の理解と生活環境の調整に関すること。</td> <td>(2)状況の理解と変化への対応に関すること。</td> <td>(2)相手の意見や感情の理解に関すること。</td> <td>(4)感覚を総合的に用いた周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。</td> <td></td> <td>(5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。</td> </tr> </tbody> </table>						指導目標(ねらい)を達成するために必要な項目の選定	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション	(4)障音の特性の理解と生活環境の調整に関すること。	(2)状況の理解と変化への対応に関すること。	(2)相手の意見や感情の理解に関すること。	(4)感覚を総合的に用いた周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。		(5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。
指導目標(ねらい)を達成するために必要な項目の選定	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション												
(4)障音の特性の理解と生活環境の調整に関すること。	(2)状況の理解と変化への対応に関すること。	(2)相手の意見や感情の理解に関すること。	(4)感覚を総合的に用いた周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。		(5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。													
⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント ・人とかかわるために必要なコミュニケーションに関わる内容として【人(2)】、【環(4)】、【コ(5)】を関連付け設定した具体的な指導内容が⑧Aである。 ・得意なことを生かし、苦手なことに挑戦する内容として【健(4)】、【心(2)】を関連付け設定した具体的な指導内容が⑧イである。																		
⑧ 具体的な指導内容を設定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定</th> <th>A 小集団活動において、活動の手順を説明・質問するなど、話し合ったり協力したりしながら進める課題に取り組む。</th> <th>イ 「できた」「楽しい」等の感情を教師や友達と共有しながら自己評価を行う。</th> </tr> </thead> </table>						選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	A 小集団活動において、活動の手順を説明・質問するなど、話し合ったり協力したりしながら進める課題に取り組む。	イ 「できた」「楽しい」等の感情を教師や友達と共有しながら自己評価を行う。										
選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	A 小集団活動において、活動の手順を説明・質問するなど、話し合ったり協力したりしながら進める課題に取り組む。	イ 「できた」「楽しい」等の感情を教師や友達と共有しながら自己評価を行う。																

図5 具体的な指導内容の設定

5 「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」(文部科学省指定事業)について

(1) 事業の概要

本事業は、高等学校及び中等教育学校後期課程において、現行の小・中学校の通級による指導と同様の、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行うため、特別の教育課程を編成・実施するとともに、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導について研究を行うことを通して、高等学校等における特別支援教育を充実し、障がいのある生徒の自立や社会参加を推進することをねらいとしている。

道内では、上士幌高校が平成26年度から3年間の指定を受け、調査研究に取り組んだ。また、本別高校、大樹高校が平成27年度から3年間の指定を受けており、上士幌高校を含めた3校による「合同研究成果報告会」を開催するなどして、研究成果の普及に努めている。

(2) 研究指定校の取組等の概要（本別高校）

ア 取組の概要について

本別高校においては、生徒の多様なニーズに対応できるよう、町・町教委及び特別支援学校と連携し、社会性及び学習スキルの向上を目的として研究に取り組んでおり、指定2年目から特別の教育課程による指導を週1～8時間行っている。認知特性等の障がいの特性を踏まえ、自立活動の「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「コミュニケーション」の内容を相互に関連させ、具体的な指導内容を設定した指導を行うほか、発達障がい等による学習上又は生活上の困難がある生徒を対象とした教育課程の編成、指導内容・方法及び評価方法、特別支援教育に関する教員の専門性の向上について研究を行っている。

イ 通級による指導の開始までの流れについて

通級による指導の開始に当たっては、図6のように、生徒の障がいの状態だけではなく、当該生徒や保護者からの要望とともに、中学校からの情報や高校の教員によるアセスメントなどを十分に踏まえ判断することとした。また、校内支援委員会（本別高校では「教育支援・事業運営委員会」）を中心に通級による指導の開始を検討するほか、担任あるいは通級による指導の担当教諭による対象生徒への面接を実施することにより、対象生徒の状況を的確に把握する必要がある。

最終的には、対象となる生徒への意思確認や保護者からの同意に基づき、職員会議を経て通級による指導を開始することとしている。

ウ 特別の教育課程について

本別高校の研究においては、特別の教育課程を次のように編成し、「自立活動」を教育課程に加える形と教育課程の一部に替える形で最大8単位ずつ履修可能とした。ただし、実際の指導は、1年次は後期から放課後に加える形で1単位を、また、2年次は必履修教科・科目以外の選択科目の中に2単位を設置するとともに、必要に応じて放課後に1～2単位を加える形で実施することとした。（下記の教育課程の黄色の部分該当部分。）

【1年次】

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1年次	国語総合		世界史A	数学I	数学A	化学基礎	生物基礎	体育	保健	音楽I	コミュニケーション英語I	情報の科学	総合	LHR																	
	国語総合	自立	世界史A	数学I	自立	化学基礎	生物基礎	体育	保健	音楽I	コミュニケーション英語I	自立	情報の科学	総合	LHR	自立															

※ 本教育課程は指定事業による研究において編成されたものであるため、平成30年度からの実施においては、自立活動を必修科目に替えることはできない。

【2年次】

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
2年次	現代文B	古典A	現代社会	数学II	物理基礎	体育	保健	音楽II	C英語II	家庭基礎	地理A	総学	LHR																			
	現代文B	自立	現代社会	数学II	物理基礎	体育	保健	音楽II	C英語II	家庭基礎	地理A	数学B	総学	LHR	自立																	

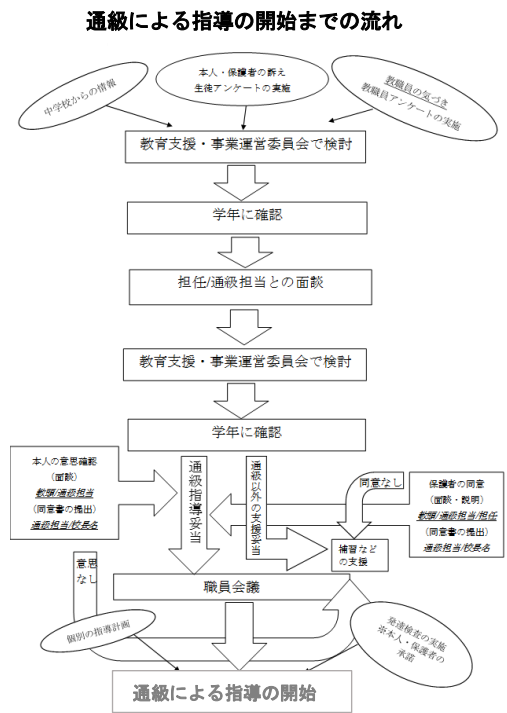


図6 通級による指導の開始までの流れ

エ 学習環境や授業のユニバーサルデザイン化について

特別な教育的支援を必要とする生徒の能力を最大限に伸ばさせるとともに、障がいのない生徒にも分かりやすい授業となるよう、学習環境の整備や授業づくりを行っている。

学習環境の例	<ul style="list-style-type: none"> ・教室内の備品の置き場所を決めるなど、分かりやすい教室環境の設定 ・教室内の予備黒板を教科ごとに区切り、持ち物やテストの予定を整理して記入
授業の例	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワークを多く取り入れ、他者と協働し、主体的に学べる環境の設定 ・授業の流れのパターン化や活動時間の提示など、学習に見通しをもたせていること

オ 使用教室や指導内容等について

(ア) 使用教室

通級による指導を実施するための教室として「3Hルーム」を設置している。3Hの名称は、Hokkaido Honbetsu High School の頭文字と、Head（頭）、Heart（体）、Health（体）を育てるという学校教育目標に因んでいる。



3Hルームは、昼休み・放課後に全校生徒が誰でも利用できる旨をアナウンスし、特別な教室という意識の軽減に努めている。

(イ) 指導内容

個々の生徒の実態把握を行った上で「個別の指導計画」を作成し、自立活動の指導として、「スキルトレーニング」と「サポートスタディ」の中から生徒の実態に応じて適切な内容を選択し、特別の教育課程の編成を行い、自校での通級による指導を実施している。

○ スキルトレーニング（1～4単位）
<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活の安定を図ることを目的にコミュニケーションや集団生活のスキルを獲得するため、自立活動の内容のうち、特に「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「コミュニケーション」の4区分を中心とした個別指導 ・指導の内容（例）：コミュニケーションスキルに係る指導、マインドマップを活用した自己理解
○ サポートスタディ（0～4単位）
<ul style="list-style-type: none"> ・認知特性による学習上の困難さがある生徒を対象とする学習スキルの向上を目的とする指導 ・指導の内容（例）：ノートの取り方など学習スキルの獲得、論理力トレーニングなど認知特性に応じた学習

(ウ) スキルトレーニングにおける留意点について

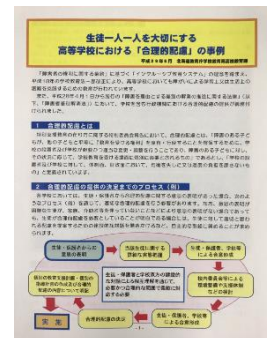
- 自立活動の指導項目（4の(1)参照）を理解し、意識して指導に当たること
- スキルトレーニングの指導内容が各教科やHR等と関連するよう心がけること
- スキルトレーニングの際に声かけをするなど、生徒の自己効力感を高めること
- 生徒の卒業後の進路にどのように結び付くのかを意識した指導を実施すること

Topic

「生徒一人一人を大切にしている高等学校における『合理的配慮』の事例」について

平成28年4月1日から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）において、学校を含む行政機関における合理的配慮の提供が義務付けられた。

このことを踏まえ、高校教育課では、高等学校における合理的配慮を適切に行うため、「合理的配慮の提供の決定までのプロセス」や「学びのユニバーサルデザイン化」、「個に応じた配慮の事例」などを掲載したリーフレットを作成し、ウェブページ上に公開している。



高校教育課のウェブページ (<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/leafletz.pdf>)